

令和2年度首里城復興イベント企画運営事業委託の企画提案に係る募集要綱

1. 業務概要

- (1) 業務名： 令和2年度首里城復興イベント企画運営事業
- (2) 履行場所： 首里城公園及び首里周辺
- (3) 業務目的： 首里城復興基本方針（別添1）に基づき、首里城の歴史や魅力を体感することを目的として、破損瓦等の利活用及び地域と連携したイベント（以下、「ものづくり体験等」という。）を実施し、琉球文化・歴史を学び体験できる機会を提供する。
イベント開催にあたっては、首里城公園の国営・県営区域を一体的にとらえ、利用者の回遊性を高めることとする。
また、首里城の魅力を再認識する機会を創出するとともに、首里城が将来にわたって琉球の歴史・文化の象徴及び発信の場となることを目的として、首里城公園内でプロジェクションマッピングを実施する。
- (4) 業務内容： 破損瓦を利活用したものづくり体験、首里周遊ガイド、地域連携交流イベント及び首里城公園内におけるプロジェクションマッピングの実施。
具体的には、「令和2年度首里城復興イベント企画運営事業委託に係る仕様書」による。
- (5) 履行期間： 契約締結日から令和3年3月26日まで
- (6) 契約限度額： 39,000,000円（税込）
- (7) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と同規模以上のイベント運営業務を複数回受託した実績があること。
- (6) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「令和2年度首里城プロジェクションマッピン

「グ事業委託に係る仕様書」に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。

- (7) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正・副2名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。

共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(5)の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で(6)及び(7)の要件を満たす者であること。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：令和2年12月28日(月)

イ 提出書類：参加申込書【様式1】、会社概要【様式3】【様式3-2】、誓約書【様式6】

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)、FAX又はメール(受信確認をしてください。)

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(2) 企画提案書

ア 提出期限：令和3年1月4日(月)

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式2】
企画提案書(5の(2)を参照)

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)。

エ 提出部数：企画書10部

(3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式5】をFAX又はメールで提出すること(受信確認必要)。
質問への回答は沖縄県ホームページにも掲示します。

質問受付期間：令和2年12月21日(月)～令和2年12月25日(金)

4. 企画書の特定に関する事項

(1) 企画書の内容

企画書は「業務実施及び提案内容」「業務実施体制」「担当者の略歴書」「業務スケジュール」「見積書」「類似業務受託実績」の項目で作成するものとし、A4版30頁以内(表紙含む)とする。

(2) 受託者選定方法

企画提案者は当該業務受託に係る選定委員会にて企画書(パワーポイントの使用も可)により説明15分程度及び質疑応答を10分程度行うものとする(オンラインでの選定委員会開催の可能性もある)。応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者選定するものとする。

5. 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式2】

(2) 企画提案書（A4版縦横自由、30頁以内）

企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするためにイラスト、イメージ図等を使用し、次の各項目の記述を必須とする。

ア 業務の実施及び提案内容

- ① 破損瓦を利活用したものづくり体験及び地域連携交流の内容（会場設定〈首里城公園及び首里地域の回遊性を高める運用を考慮すること〉を含む）〈提案1〉
- ② プロジェクションマッピング既存コンテンツ（歓会門）の改良内容〈提案2〉
- ③ プロジェクションマッピング新規2コンテンツの投影及び共演内容〈提案3〉
- ④ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した効果的な受付方法（事前・当日含む）、来場者誘導體制及び当日チラシの配布方法並びに夜間イベント実施における安全管理体制〈提案4〉
- ⑤ 記録動画の撮影・編集
- ⑥ 広報関係
- ⑦ 関係者との連絡調整
- ⑧ イベント来場者の集計及びアンケート調査
- ⑨ その他イベント実施に必要な事項

ウ 業務の実施体制

エ 業務スケジュール

オ 見積

提案にあたっては、総額 39,000,000 円（税込）の範囲内で見積もること。ただしこの金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

積算の費目は次の内容で作成すること。

- ① 直接人件費
- ② 直接経費
- ③ 再委託費（契約書案第6条に基づく）
- ④ 一般管理費（（直接人件費＋直接経費《－再委託費》）×10%以内）
- ⑤ 消費税
- ⑥ その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

カ 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と同規模のイベント運営業務に関する業務を複数回受託した実績

(3) 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式4】

6. 企画提案選定委員会

(1) 予 定 日：令和3年1月6日（水）（予定）

(2) 実施方法：応募者によるプレゼンテーション（会議室もしくはオンラインでの実施）

※ただし、応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者選定し、1月5日（火）に通知するものとする。

(3) 審査結果の通知：令和3年1月7日（木）（予定） 応募者あて最上位者名を通知

(4) 委託契約の締結時期：令和3年1月3週目（予定）

7. 選定及び審査基準

(1) 選定方法

委託候補者の選定は次のとおり行うものとする。

①第一次審査（適合審査）

参加申込書及び企画提案書の提出後、沖縄県土木建築部都市公園課において、申請者の資格要件の適否審査を行う。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とする。

②第二次審査（選定委員会による審査）

「令和2年度首里城復興イベント企画運営事業委託に係る企画提案選定委員会」（以下「委員会」という。）が、企画提案書及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員の付けた順位をポイントとして置き換え、各委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を委託候補者として選定する。

なお、最もポイントの小さい上位者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて受託者を選定する。

(2) 審査基準

次の8項目全てを評価する総合評価方式により選考する。

※順位にかかわらず、100点満点中、50点未満の団体は選定しないものとする（出席委員の合計点の平均）。

①業務内容に対する理解及び実績について

配点・・・10点	・本業務の目的、条件、内容について適切に理解しているか。 ・これまで類似業務を何回行ったことがあるか。
----------	--

②業務執行体制について

配点・・・10点	・業務執行にあたり、運営体制は適正か。 ・担当者が当該業務の事案に迅速に対応できるか。
----------	--

③企画提案内容＜提案1＞について

破損瓦を利活用したものづくり体験及び地域連携交流の内容について

配点・・・20点	・提案内容は実効性があるか。 ・業務目的に合致した効果的な提案か。
----------	--------------------------------------

④企画提案内容＜提案2＞について

プロジェクトマップ既存コンテンツの改良内容について

配点・・・5点	・業務目的に合致した効果的な提案か。
---------	--------------------

⑤企画提案内容＜提案3＞について

プロジェクトマップ追加コンテンツの投影及び共演内容について

配点・・・20点	・提案内容は実効性があるか。 ・業務目的に合致した効果的な提案か。
----------	--------------------------------------

⑥企画提案内容＜提案4＞について

新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した効果的な受付方法（事前・当日含む）・誘導體制及び当日チラシの配布方法並びに夜間イベント実施における安全管理体制について

配点・・・25点	・提案内容は実効性があるか。
----------	----------------

	<ul style="list-style-type: none"> ・業務目的に合致した効果的な提案か。 ・そのほか夜間イベント実施における安全管理体制は適切か。
--	--

⑦業務スケジュールについて

配点・・・5点	・準備を含めたスケジュール管理は適正かつ実効性があるか。
---------	------------------------------

⑧見積書について

配点・・・5点	・見積書は業務実施内容と整合性があるか。
---------	----------------------

8. その他

- (1) 企画提案に要する経費、企画選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された参加申込書及び企画書は公開しない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※2）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 参加資格の喪失

本広告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。
- (11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (12) 契約保証金について（抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(13) 支払い条件

- ①概算払い・・・実施計画書に応じて県が適当と認めたとき請求
- ②精算払い・・・概算払額を控除した確定額を請求

(14) 業務委託契約額の考え方について

当該事業は、発生経費に変動があり得る事業のため 39,000 千円を上限に概算契約を行います。
実績報告をもって額の確定を行い、実績に応じて清算します。

※確定検査等への円滑な対応のため、支出関連書類を整理・保存しておいて下さい。

9. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市公園課 公園企画班 又吉

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

TEL : 098-866-2035 FAX : 098-867-7875

e-mail : aa060208@pref.okinawa.lg.jp